

永年会員に対する記念品の贈呈について

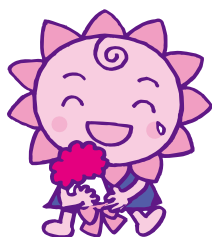
永年会員に対する記念品の贈呈については、毎年6月30日と12月31日基準で永年会員(通算で15年・25年・35年に達した方)となられた方を対象に記念品を贈呈しております。

いったん退会した会員でも、再加入したことにより通算で15年・25年・35年に達した方も対象としております。再加入で対象となる方は、通算の在会年数を把握できておりませんので、御本人からの「共済会加入期間通算依頼書」が必要となります。

通算依頼書については、ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、ご提出をお願い致します。ホームページアドレス:<https://www.kyosaikai.or.jp> ホーム内の「福利厚生事業申込様式」をクリックしてください。

※ご注意

- 平成15年1月以降に退職された場合は、共済会に履歴がございますので、在籍(在会)を証明する書類の添付は不要です。
- 平成15年1月より前に退職されていた場合は本会で確認できません。その場合、退職された法人へ、在籍(在会)していたことを証明する書類をお願いすることになります。



大阪民間社会福祉事業従事者共済会 永年会員に対する記念品贈呈規程

(目的)

1. この規程は、一般財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会(以下「共済会」という。)の永年会員に対し、記念品を贈り、永年勤務の労に報いることを目的とする。

(永年会員)

2. 永年会員とは、次の事項の一つに該当した者をいう。
- (1) 共済会会員として通期で15年に達した者
 - (2) 共済会会員として通期で25年に達した者
 - (3) 共済会会員として通期で35年に達した者
- ただし、再加入期間も通期に含めることができる。

(記念品)

3. 記念品の額は、次の表に定める基準とする。

永年会員	記念品
15年に達した者	50,000円相当の記念品
25年に達した者	70,000円相当の記念品
35年に達した者	100,000円相当の記念品

(贈呈の方法)

4. 記念品の贈呈は、毎年6月30日と12月31日時点で永年会員となっている者を対象に、理事長から会員の所属する施設の長を通じて、これを行なう。ただし、再加入で永年会員になった者については、本人の申し出により対象とする。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

新型コロナウイルス感染症の影響による 事業の中止・延期等について

第53回施設職員ソフトボール大会は延期となりましたので、9月号にて再度募集させていただきます。

開催日 令和3年10月28日(木)

今後の事業においても、延期・中止等の変更が予想されます。毎月の共済会だよりや共済会のホームページでご確認ください。